## 日本舞台音響事業協同組合『定款』改正 第4回 平成20年1月18日

## (1)変更理由

が召集する。

- 1. 組合は、「中小企業等協同組合法」に基づき設立、運営がなされておりますが、 今般ガバナンスの向上を目的とした同法が改正され、平成19年4月1日付 にて改正組合法が施行されました。改正に対応するために定款の一部を変更 する必要が生じました。
- 2. 条項毎の変更理由は次の通りです。
  - (第6条) 従来、規約等の設定、変更、廃止は総会の議決事項でありましたが、 軽微な変更等は総会の議決を要しないことになりました。よって定款 第6条に第2項及び第3項を新たにさだめます。
  - (第34条) 従来、決算関連書類及び事業報告は、監事による監査並びに理事会 承認を経て、総会当日に組合員に配布しておりましたが、改正により、 監事の監査、理事会の承認を得たものを、総会の開催通知に添付し 組合員に事前に提供しなければならないことになりました。 これまでの事業年度終了後2ヶ月では対応が難しく、3ヶ月に変更と します。
- (2) 定款中の変更しようとする個所を記載した書面 (新旧対照)

日本舞台音響事業協同組合 定 款	
(新)	(旧)
第1章 総 則 (規 約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。 2. 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。 3. 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正に伴う規定の整理については総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について文書にて組合員に通知する。	第1章 総 則 (規 約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な 事項は規約で定める。
第6章 総会、理事会及び委員会 (総会の召集) 第34条 総会は、通常総会及び臨時総会と する。 2. 通常総会は、毎事業年度終了後3月 以内に、臨時総会は必要あるときは 何時でも、理事会の議決を経て理事長	第6章 総会、理事会及び委員会 (総会の召集) 第34条 総会は、通常総会及び臨時総会と する。 2. 通常総会は、毎事業年度終了後2月 以内に、臨時総会は必要あるときは 何時でも、理事会の議決を経て理事長

が召集する。